

	<p>日に終値がない場合には、その直前の終値) の 91%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額(当初 800 円とし、本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。)を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含みますがこれらに限られません。)が存在する場合並びに行使許可期間が経過していない場合(但し、当該行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合を除きます。)には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。</p>
--	---

*本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2018年11月22日付プレスリリース「第三者割当てによる第17回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上